

# 石川県公報

平成 24 年 7 月 6 日 (金曜日)

号 外

(第 43 号)

## 目 次

規 則			
理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課)	1	年少者によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
金沢競馬場管理規則の一部を改正する規則 (競馬総務課)	1	石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2
公安委員会			
石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	1		

## 規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十二号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り）」に改める。

一 理容師法施行細則（昭和四十一年石川県規則第四十八号）別記様式第二号（添付書類） 4

二 美容師法施行細則（昭和四十一年石川県規則第四十九号）別記様式第一号（添付書類） 4

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

金沢競馬場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十三号

金沢競馬場管理規則の一部を改正する規則

金沢競馬場管理規則（昭和六十一年石川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号3②及び⑦ア中「（外国人にあつては外国人登録済証明書）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

## 公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

石 川 県 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会規則第四号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
第二十一条の四第(三)号(五)を次のように改める。

(四) 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に規定する犯罪

第二十一条の四第(三)号(六)を削り、(四)を(三)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、国の公安又は利益、警備実施その他に係る犯罪

第二十一条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

年少者によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第五号

年少者によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

年少者によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則(平成八年石川県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を「住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第六号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項第一号中「(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受けない者である場合にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第五条第一項に規定する登録証明書の写し)」を削る。

別記様式第七(表)及び別記様式第七の二(表)中

「 戸籍謄本又は抄本 (外国人登録原票の写し)」を「 戸籍謄本又は抄本 (外国人にあつては、住民票の写し)」に改める。

別記様式第七の六(表)中

「 戸籍謄本又は抄本」を「 戸籍謄本又は抄本 (外国人にあつては、住民票の写し)」に改める。

別記様式第十六及び別記様式第十六の一の二中

取得年月日	二種
	その他
	二小原

を

取得年月日	二小原
	その他
	二種

に、

「 免許番号 [ ] 」を「 免許番号 第 号 [ ] 」に、「 交付公安委員会 [ ] 」を

「 交付公安委員会 [ ] 公安委員会 [ ] 」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、別記様式第十六及び別記様式第十六の一のロの改正規  
定は、公布の日から施行する。

